

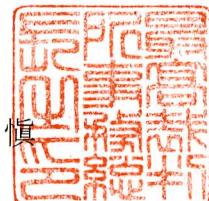
最高裁秘書第1180号

令和4年5月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民間の法律関係の出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に
作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年9月14日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第55号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）